省令

○総務省令第三十三号

地域再生法の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十八号）の施行に伴い、及び地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の六の規定に基づき、地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月一日

総務大臣　野田　聖子

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成二十七年総務省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第十七条の六に規定する総務省令で定める地方公共団体） **第一条**　地域再生法（以下「法」という。）第十七条の六に規定する総務省令で定める地方公共団体は、法第五条第十八項（法第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該地方公共団体の区域に係る法第五条第一項の地域再生計画（同条第四項第五号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。次条において「公示日」という。）の属する年度前三年度内の各年度に係る地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値を合算したものの三分の一の数値が、法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業を実施する者について課税免除又は不均一課税をした場合にあっては、〇・八五に満たない都道府県又は〇・九三に満たない市町村、同項第二号に掲げる事業を実施する者について不均一課税をした場合にあっては、〇・四七に満たない都道府県又は〇・七四に満たない市町村とする。 （法第十七条の六に規定する総務省令で定める場合） **第二条**　法第十七条の六に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める場合とする。 一　事業税　公示日から平成三十二年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた同条第四項に規定する認定事業者（同条第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、法第五条第四項第五号に規定する特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が三千八百万円（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条第八項第五号に規定する中小事業者、同法第四十二条の四第八項第六号に規定する中小企業者及び同法第六十八条の九第八項第五号に規定する中小連結法人にあっては千九百万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備の所在する都道府県が、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額（当該都道府	（法第十七条の六に規定する総務省令で定める地方公共団体） **第一条**　地域再生法（以下「法」という。）第十七条の六に規定する総務省令で定める地方公共団体は、法第五条第十八項（法第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該地方公共団体の区域に係る法第五条第一項の地域再生計画（同条第四項第五号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。次条において「公示日」という。）の属する年度前三年度内の各年度に係る地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値を合算したものの三分の一の数値が、法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業を実施する者について不均一課税をした場合にあっては、〇・七八に満たない都道府県又は〇・九〇に満たない市町村、同項第二号に掲げる事業を実施する者について不均一課税をした場合にあっては、〇・四七に満たない都道府県又は〇・七四に満たない市町村とする。 （法第十七条の六に規定する総務省令で定める場合） **第二条**　法第十七条の六に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める場合とする。 一　事業税　公示日から平成三十二年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた同条第四項に規定する認定事業者（同条第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、法第五条第四項第五号に規定する特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が三千八百万円（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条第八項第五号に規定する中小事業者、同法第四十二条の四第八項第六号に規定する中小企業者及び同法第六十八条の九第八項第五号に規定する中小連結法人にあっては千九百万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額（当該都道府